

Q1 医療用機器の導入に当たって、リースを利用するか銀行借入して購入するか、決めかねています。リースを利用するメリット・デメリット、比較検討の仕方などについて教えてください。

A **ポイント**

- (1) リースを利用する主なメリットは、購入資金を調達する必要がなく、リース料が原則として全額経費となり、短い期間設定により費用の早期計上も可能となることです。
- (2) 税務上、リース取引の要件が定められていますので、その取扱いに留意が必要で、例えば、リース期間が耐用年数に比し相当の差異があるものは売買とみなされます。
- (3) 比較検討に当たっては、金融機関から提示された条件や選択できる会計方法などから具体的な数値を入れて比較計算し、総合的に判断することになります。

1. リースを利用するメリット、デメリットと税務上の留意点

医療機器が必要となったときに、買取にするか、リースにするか迷うことが少なくありませんが、どちらにもメリット・デメリットがあり、また、企業の経営状況や導入する物件の内容によっても違ってきますので、どちらが有利であるかは一概にいうことはできません。

医院開業の場合、医療用機器の導入に当たってリースを利用すれば、購入資金を調達する必要がないので資金繰りの一環として利用されることが多いようです(土地建物等は10～15年の期間の銀行借入で購入する一方で)。

他方、リースは費用の早期計上という観点からも利用されます。それは、購入の場合減価償却の耐用年数は決まっていますが、リース取引の期間は税法上許容される範囲で契約により自由に設定することができ、リース料は全額が費用になります。そこで、リース期間をその資産の耐用年数よりも短く設定することで、購入して減価償却を行う場合より早期費用化ができるわけです。

購入と比較した場合のリースの主なメリット・デメリット

	メリット	デメリット
資金手当等	購入資金の調達を必要としない (資金調達の機能がある)	自己資金で賄えたり低金利で借入できるときには、リース料の方が割高になる
物件の寿命	技術革新が速い医療機器で経済耐用年数が短いものは、リース期間を短くすることで早く費用化でき陳腐化に対応できる	陳腐化が遅く経済耐用年数が法定耐用年数より長いものは、購入の方が再リース料のような費用もかからず有利
企業の経営状況	黒字法人の場合はリース期間を法定耐用年数(10年未満)の70%に設定でき、早期に費用化でき合理的な節税になる	赤字法人の場合、購入であれば減価償却は任意償却で繰延ができるが、リースは期間は長くできるがリース料は経費処理される

事務負担・コスト	減価償却計算、償却資産税の申告納付、保険料の納付などの事務手続、保険事務が不要で、事務負担を軽減できる	リース料には、資産の対価の他に、金利、償却資産税、保険料、販売管理費や利益を含んでいるのでコスト高になる
契約規制	-	リース期間中は、原則として中途解約できない

適正リース期間についての税務上の取り扱い・・・下表の範囲外のものは売買とみなされます

資産の耐用年数	最短リース期間	最長リース期間
10年未満	耐用年数 × 0.7 (端数切捨て)	耐用年数 × 1.2
10年以上	耐用年数 × 0.6 (")	(端数切上げ)

例えば、法定耐用年数が6年の医療機器の場合、リースの期間は4年～8年の範囲でなければリースになりません(6年 × 70% = 4.2年 4年、6年 × 120% = 7.2年 8年)。

2. リースと借入れによる購入の比較検討事例

設例	内科開業医が40百万円の医療機器を導入するに当たり、リースを利用する場合と借入れで購入する場合の有利・不利の検討の仕方を設例でみてみましょう。
リース	期間5年 リース料月74万円(月リース料率1.85%) 期間後2年間再リース 再リース料 リース料年額 × 1 / 10
借入れ購入	期間5年 金利年2% 元金均等月賦返済 減価償却 耐用年数6年(定率法償却率0.319)

【リースと借入れ購入との税金軽減額を含めた資金流出額の比較】

年目	リース			借入れ購入						
	リース料 1.85%	税金軽減分 ×40%	資金流出額 -	借入金返済	支払利息 年2%	減価償却費 6年	償却資産税 1.4%	動産総合保険	税金軽減分	資金流出額
1	8,880	3,552	5,328	8,000	720	12,760	-	410	5,556	3,574
2	8,880	3,552	5,328	8,000	560	8,690	470	279	4,000	5,309
3	8,880	3,552	5,328	8,000	400	5,917	320	190	2,731	6,179
4	8,880	3,552	5,328	8,000	240	4,030	218	129	1,847	6,740
5	8,880	3,552	5,328	8,000	80	2,744	149	88	1,224	7,093
6	888	355	533			1,869	101	60	812	651
7	888	355	533			3,990	69	41	1,640	1,530
計	46,176	18,470	27,706	40,000	2,000	40,000	1,327	1,197	17,810	26,714

(注) 1. 医療機器等の特別償却はしていない。 購入した医療機器は7年間使用後除却

2. 実効税率 40%と仮定。 税金軽減分 (+ + +) × 40%

3. 資金流出額 + + + -

この設例では、医療機器の導入に伴う税金軽減分を加味した資金流出は7年合計では借入れ購入の方が992千円有利となっていますが、3～5年目ではリースの方が資金流出が少なく、5

年間の比較では、リースが2,255千円有利となっています。

いずれにしても、リース料率と借入れ金利、リースと借入れの期間、リース期間終了後も使用することになるのか（再リース料）、減価償却の方法（定額法、特別償却をする場合）等により変動しますので、金融機関等から提示された条件、選択できる会計方法等から具体的な数値を入れて資金流出総額を比較検討した上で、企業のニーズに合った方を選択することになります。

Q2 平成18年度の税制改正で同族会社の留保金課税制度が緩和されたそうですが、どのように変わったのですか。

A.

ポイント

- (1) 平成18年度の改正で、留保金課税の対象となる同族会社の範囲が3グループから1グループ（特定同族会社という）に縮小され、かつ、留保控除額も大幅に引上げられましたので、同族会社の留保金課税制度は抜本的に縮小されといえます。
- (2) 留保控除額引上げについては、所得基準額、定額基準額が拡大され、中小法人については自己資本比率基準額が新たに設けられました。

1. 平成18年度税制改正において抜本的な見直しが行われた同族会社の留保金課税

(1) 緩和された同族会社の留保金課税

留保金課税対象同族会社（特定同族会社）の判定基準変更

留保金課税の適用対象となる法人が、同族会社から特定同族会社（上位1株主グループが50%を超える株式を有している会社）に限定されました。したがって、例えばA、B、Cが共同出資（出資比率A50%、B30%、C20%）している会社の場合、改正前は留保金課税の対象となりましたが、改正後は1グループで50%以下であるため対象から外れることとなります。（なお、同族会社の判定そのものは、従来どおり3株主グループで行われます）

3株主グループ以下による株式等の保有割合が50%超



1株主グループによる株式等の保有割合が50%超

留保控除額（留保金課税のかからない限度額）の引上げ

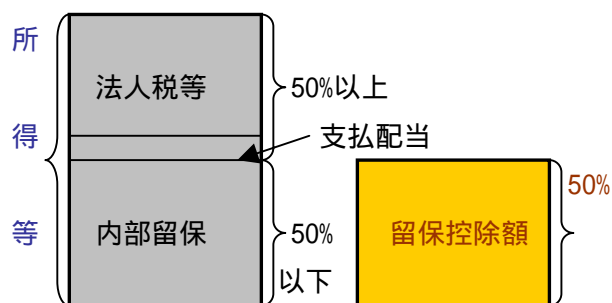
改正前	改正後
次に掲げる金額のうち最も多い金額	次に掲げる金額のうち最も多い金額
1 所得基準額 ：所得等の金額×35%	1 所得基準額 ：所得等の金額×40% 中小法人にあつては ×50%
2 定額基準額 ：年1,500万円	2 定額基準額 ：年2,000万円
3 積立金基準額 ：資本金×25% - 利益積立金額	3 積立金基準額 ：資本金×25% - 利益積立金額
	4 自己資本比率基準額 ：自己資本比率が30%に達するまでの額（中小法人のみ）

(注) 1. 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人。

2. 自己資本の額には、資本金、資本積立金、利益積立金の合計額に、同族関係者からの借入金を加算した金額です。

により対象法人の範囲が変わったことにより留保金課税制度の適用を受ける法人が減り、また対象となっても の留保控除額の引上げにより平均並の配当を行えば留保金課税による税額が殆どかからなくなりました。

たとえば中小法人の場合、所得等のうち所得基準額が50%になりましたので、内部留保額が所得等の50%以下(法人税・法人住民税額と支払配当の合計額が所得等の50%以上)になると課税留保金額が生じないからです。



今回の改正は留保金課税制度を大幅に縮小するもので、多くの同族会社にとって税負担の軽減、財務体質の強化にメリットのあるものといえます。なお、同族会社の留保金課税制度は、医療法人には適用されませんが、株式会社、特例有限会社のMS法人は対象となります。

(2) 同族会社の留保金課税制度の不適用措置の見直し

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているものは、平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度終了の時ににおいて経営革新のための事業を実施している場合には不適用となります。

(設立後10年以内及び自己資本比率50%以下の中小企業者についての不適用措置は廃止)

(3) 適用時期 平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用

2. 特定同族会社の特別税率(留保金課税制度)の概要

(1) 留保金課税額

同族会社の留保金額が留保控除額を超える場合には、その超える部分の金額について、次の区分に応じて計算した金額を通常の法人税の額に加算した金額が法人税の額とされます。

$$\text{留保金課税額} = \text{〔所得等 - (配当等 + 法人税等) - 留保控除額〕} \times \text{特別税率}$$

留保金課税の特別税率	所得等 - (配当等 + 法人税等) - 留保控除額	特別税率
	年3,000万円以下の金額	10%
	年3,000万円超1億円以下の金額	15%
	年1億円超の金額	20%

(2) 制度の趣旨

少数の中心的株主によって支配される同族会社においては、所得を個人に分配せず、社内に留保することによって、個人段階における配当所得に対する超過累進課税を免れることが比較的容易であるため、同族会社の留保が一定の水準を超える場合には、その超える部分について特別の課税を行い個人企業や非同族企業との税負担のバランスを図る見地から設けられたものです。

かねてより中小企業の自己資本の充実を阻害するものとして、制度の廃止又は非課税水準を引き上げるべきとの意見が強かったものですが、この改正で留保金課税は大幅に縮小されました。